### 長崎県公立大学法人会計事務取扱規程

平成 17 年 4 月 1 日 規 程 第 1 7 号

改正 平成18年4月1日規程第8号 改正 平成19年1月26日規程第1号 改正 平成19年6月14日規程第8号 改正 平成19年11月1日規程第14号 改正 平成20年4月1日規程第35号 改正 平成22年4月1日規程第13号 改正 平成23年4月1日規程第13号 改正 平成23年7月8日規程第8号 改正 平成23年7月8日規程第36号 改正 平成25年12月6日規程第32号 改正 平成26年3月24日規程第12号 改正 平成29年12月12日規程第34号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人会計規則(平成 17 年規則第7号。以下「会計規則」という)及び別に定めるもののほか、長崎県公立大学法人(以下「法人」という。)における財務及び会計事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって財務及び会計事務の適正な取扱いを期することを目的とする。

#### (事務の委任)

- 第2条 会計規則第6条第1項に規定する会計責任者は、会計規則第6条第3項の規定により、会計処理の重要度に応じて別表第1に定める職員に事務を委任して、これを処理させるものとする。
- 2 会計規則第 13 条第1項に規定する出納責任者は、会計規則第 13 条第3項の規定により、出納事務の重要度に応じて別表第2に定める職員に事務を委任して、これを処理させるものとする。

(会計責任者等に事故があるとき)

- 第3条 会計規則第6条第4項、第9条第4項及び本規程第10条第3項に規定する事故があるときとは、次のいずれかに該当するときをいう。
  - (1) 欠員となったとき。
  - (2) 休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けたとき。
  - (3) 出張その他の事情により、その職務を行うことができないと認められるとき。

(事務の引継ぎ)

第4条 会計責任者が交代したときは、会計事務の引継ぎを行い、引継書を作成し、理事長に提出 しなければならない。

(勘定科目)

第5条 会計規則第43条に規定する勘定科目は、別表第3のとおりとする。

(帳簿の種類)

- 第6条 会計規則第44条に規定する帳簿の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 総勘定元帳
  - (2) 合計残高試算表
  - (3) 予算差引簿
  - (4) 補助元帳
    - ア現金出納帳
    - イ 預金出納帳
    - ウ 固定資産台帳
    - 工 現金出納帳

オ その他必要と認められる勘定の内訳簿

(伝票の種類及び作成)

- 第7条 会計規則第44条に規定する伝票は、振替伝票とする。
- 2 前項の伝票は、その事実を証明する適正な関係書類に基づき、作成しなければならない。

(伝票の証拠書類)

- 第8条 伝票の証拠書類は、次に掲げるもの又はこれらに類するものとする。
  - (1) 契約関係書類
  - (2) 納品書
  - (3) 請求書
  - (4) 収納関係書類

(帳簿等の保存期間)

- 第9条 帳簿、伝票及び会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。
  - (1) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号) 第 34 条に規定する財務諸表等 永年
  - (2) 帳簿 10年
  - (3) 伝票及び証拠書類 10年
  - (4) その他会計関係書類 5年
    - 一部改正[平成19年規程第8号]

(出納責任者)

- 第10条 出納責任者は、総務課長をもって充てる。
- 2 出納責任者は、会計規則第5条に規定する会計単位における金銭の収納、支払及び振替について権限及び責任を有する。
- 3 出納責任者に事故があるときは、理事長が命じた者がその業務を代理する。

(出納責任者の交替)

- 第 11 条 出納責任者が交替したときは、前任者は、速やかに後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 前項の事務の引継ぎを行う場合には、前任者は、金銭、帳簿、証拠書類その他の引継物件について引継書を作成し、後任者に引き継がなければならない。この場合において、帳簿の残高と現金現在高及び金融機関等の残高証明書の照合を行わなければならない。

(収納担当者)

- 第 12 条 出納責任者は、現金の収納事務について、法人本部並びに長崎県立大学佐世保校及びシーボルト校(以下「大学各校」という。)に別表第4のとおり収納担当者を置く。
  - 一部改正[平成 20 年規程第 35 号]

(預金口座の開設等)

- 第 13 条 出納責任者は、金融機関等に預金口座の開設又は廃止をしようとする場合は、理事長の 承認を受けて、その手続を行わなければならない。
- 2 預金口座の開設は、理事長の名義をもって行わなければならない。ただし、口座を理事長名義にすることにより業務運営上支障が生じる場合は、理事長以外の名義をもって行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次条第1項ただし書きに規定する経費用預金口座の開設は、総務課 長及び総務企画課長の名義をもって行うことができる。
  - 一部改正「平成19年規程第1号]

(現金及び預金通帳等の保管)

- 第 14 条 出納責任者は、現金、預金通帳、貯金通帳、信託証書、預り証書、その他これらに準じる証書及び銀行等に登録した印鑑を厳重に保管しなければならない。ただし、常用雑費その他の経費の支払いとして資金を必要とする場合の経費用預金通帳を、総務課長及び総務企画課長に保管させることができる。
- 2 前項ただし書きの規定により、経費用預金として保有できる限度額は、大学各校あたり 100 万円とする。
  - 一部改正[平成 20 年規程第 35 号]

(手許現金)

- 第 15 条 会計規則第 15 条ただし書きに規定する業務上必要な場合で手許に保有できる現金は、 次のとおりとする。
  - (1) 旅費及び常用雑費その他の経費で常時小口の現金払いを必要とする場合の小口現金
  - (2) 窓口収納業務において、釣り銭を必要とする場合の釣り銭資金
- 2 前項の規定により、保有できる限度額は次の各号による。ただし、会計責任者が特に必要と認めた場合は、限度額を超えることができる。
  - (1) 小口現金 大学各校あたり 10万円
  - (2) 釣り銭資金 大学各校あたり5万円
- 3 第1項の取扱いについては、別に定める。
  - 一部改正 [平成 20 年規程第 35 号、平成 22 年規程第 13 号]

(収納)

- 第 16 条 この規程において「収納」とは、大学の教育研究活動等によって得られる納付金、手数料、寄附金及び補助金のほか法人が認めた経費の金銭による収納をいう。
- 2 収納担当者が現金収納したものについては、現金収納の日又はその翌日(当該翌日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月29日から12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。以下この条において同じ)に、金融機関等に預け入れなければならない。ただし、収納金額が20万円に達するまでは、原則として7日分までの金額を取りまとめて預け入れることができる。

(請求書の発行)

- 第 17 条 会計責任者は、債務者に対して債務の履行を請求しようとするときは、法人所定の請求 書を発行しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計責任者が特に必要と認めた場合には、前項以外の請求書を使用することができる。
- 3 請求書に記載する納付期限は、契約書その他規程等により別に定める場合を除き、請求書を発行した日から 30 日以内の任意の日とする。ただし、債務者が遠隔地に居住する等会計責任者が特に必要と認めた場合には、相当の日数を加算した日とすることができる。

(収納金銭の照合)

第 18 条 金銭の収納に当たっては、法人の規程等で定めた料金又は証拠書類の金額と収納金額を 照合しなければならない。

(収納の基準)

第19条 法人の収納は、契約書その他規程等により別に定める場合を除き、原則として前納による。ただし、会計責任者が業務上必要と認めた場合には、後納によることができる。

(領収書の発行)

- 第20条 金銭の収納に対して、収納担当者は、法人所定の領収書用紙を使用しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計責任者が特に必要と認めた場合には、前項以外の領収書用紙を

使用することができる。

3 領収書を発行するときは、収納担当者の領収印を押印しなければならない。

(領収書用紙の管理)

- 第21条 法人における領収書用紙は、出納責任者が総括して管理を行うものとする。
- 2 収納担当者は、領収書用紙を使用するときは、一年度ごとに連続番号を付さなければならない。
- 3 出納責任者及び収納担当者は、領収書用紙を受払簿により厳重に管理しなければならない。

(支払)

第 22 条 この規程において「支払」とは、大学の教育研究活動等のために必要な人件費、教育研究経費及び管理経費の支出のほか法人が認めた経費の金銭による支払をいう。

(支払期日)

- 第 23 条 支払は、次に掲げるものを除き、原則として債務を計上した日の属する月の末日をもって締め切り、その翌月末までに行うものとする。
  - (1) 給与
  - (2) 旅費及び謝金
  - (3) 支払期限のある公共料金、外国送金等
  - (4) 契約において定めのあるもの
  - (5) 会計責任者が支払うことがやむを得ないと認めたもの

(前払い)

- 第 24 条 会計責任者は、会計規則第 23 条の規定により、経費の性質上必要があるときは、次の 各号に掲げる経費について、前払いをすることができる。
  - (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社により前金払の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価
  - (2) 外国から購入する機械、機械部品、図書、標本又は実験用材料の代価(購入契約に係る機械、機械部品、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。)
  - (3) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
  - (4) 土地及び家屋の借料
  - (5) 運賃
  - (6) 保険料
  - (7) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費
  - (8) 外国で研究又は調査に従事する者に支給する学資金
  - (9) 役員及び職員のために研修又は講習を実施する者に対し支払う経費
  - (10) 委託費
  - (11) 諸謝金
  - (12) 会計責任者が特に必要と認める経費

(仮払い)

- 第25条 会計規則第23条に規定する仮払いができる場合は、次のとおりとする。
  - (1) 官公署又はこれに準ずる機関に対して仮払いが必要な経費
  - (2) 経費の性質上、一定の場所において速やかに現金の支出をしなければならない経費
  - (3) 旅費
  - (4) 会計責任者が特に必要と認めた経費
- 2 仮払金は、速やかに精算しなければならない。
- 3 会計責任者は、年度末において仮払金残高のあるものについては、金額、仮払い先、支払日、 残存理由及び今後の処理方法を記載した仮払金残高明細書を作成しなければならない。

(立替払い)

第 26 条 会計規則第 24 条に規定する業務上やむを得ない場合において立替払いをすることがで

- きる経費は、次の各号に掲げる経費とする。
- (1) 有料道路通行料及びガソリン代(法人所有車に限る)
- (2) 出張先での自動車修理代(法人所有車に限る)
- (3) 駐車料(法人所有車に限る)
- (4) 書類の送料
- (5) 講習会等の講習料、テキスト代
- (6) 書類等の焼却料
- (7) 学会等の参加費(懇親会費は除く)及び入会費、年会費
- (8) 官公庁に係る手数料
- (9) 出張先での文献複写
- (10) インターネットを利用した書籍・物品・ソフトウェアの購入費
- (11) 請求払いでの購入が困難な書籍・物品・ソフトウェアの購入費
- (12) その他業務遂行上、真にやむを得ない場合
- 2 前項第 10 号から第 12 号の規定により立替払いをするときは、購入伺い等においてその旨を明記し、あらかじめ出納責任者の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 10 号及び第 11 号の経費で、研究費から支出をするものについては、金額が 1 件当たり 10 万円未満(電器製品、電子機器及びソフトウエアについては単価 3 万円未満)の場合は前項の承認を要しない。
- 4 立替払を行ったときは、2週間以内に立替払請求書(様式第1号)に支払った金額及び支払い 内容を証する書類と購入した書籍・物品等を添えて、出納責任者へ提出し、検査を受けなければ ならない。(クレジットカード利用の場合は、請求者名義のクレジットカード利用伝票またはそ れに準ずるもの(WEB上で発行可のものも含む。)も提出すること。)
- 5 前項の支払った金額を証する書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
  - (1) 支払いの相手方から徴した領収書の原本
  - (2) その他支払った金額が確認できる書類
- 6 第4項の支払いの内容を証する書類は次の各号に掲げる書類のいずれかとする。ただし、前項 の書類で支払いの内容が確認できる場合は、提出を要しない。
  - (1) 支払いの相手方から徴した、取引の明細を明らかにした書類(納品書等)の原本
  - (2) インターネット上で、ソフトウェアの購入、バージョンアップ等を申し込んだ場合は、申込み時の画面を出力した書類
    - 一部改正 [平成 19 年規程第8号、平成 29 年規程第34号]

#### (返納金の戻入)

- 第 27 条 支払済みとなった支払金の返納金は、その支払った予算に戻入れることができる。ただし、その返納金が前事業年度以前の支払に係るものである場合には、戻入れた事業年度の雑収入として受け入れるものとする。
- 2 前項に規定する返納金の戻入れは、振替伝票により行うものとする。

#### (残高照合)

- 第 28 条 現金現在高については、毎日出納が終了したときに、現金の手元有高と現金出納簿の残 高とを照合しなければならない。
- 2 預金現在高については、月末及び必要があるときに、銀行預金等の実在高と預金出納簿の残高とを照合しなければならない。なお、毎事業年度末及び必要があるときは、銀行等から預金残高証明書を徴し、預金出納簿と照合しなければならない。

#### (亡失等の処理)

- 第 29 条 収納担当者は、金銭に過不足を生じたときは、速やかにその事由を調査し、出納責任者 に報告しなければならない。
- 2 出納責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、会計責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 出納責任者は、金銭又は有価証券について、亡失又はき損が生じたときは、速やかにその事由

を調査し、会計責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(月次決算報告)

- 第30条 会計規則第40条に規定する書類は、月次報告書及び次の書類とする。
  - (1) 合計残高試算表
  - (2) 予算差引簿
- 2 前項の書類は、原則として翌月の20日までに理事長に提出しなければならない。

(弁償額)

第31条 会計規則第48条第1項に規定する弁償額は、現金等の亡失等にあっては当該現金又は有価証券の額とし、それ以外の場合にあっては、業務の責任により生じた額とする。

(雑則)

第32条 この規程のほか、会計事務の取扱に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規程第8号) この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19年1月26日規程第1号) この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成19年6月14日規程第8号)

この規程は、平成 19 年7月1日から施行する。ただし、第9条を改正する規定は平成 19 年3月 30日から適用する。

附 則(平成 19年 11月 1日規程第 14号) この規程は、平成 19年 11月 1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程第35号) この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規程第13号) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規程第8号) この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月8日規程第36号) この規程は、平成23年7月8日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 6 日規程第 32 号) この規程は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規程第12号) この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 12 日規程第 34 号) この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

# 別表第1(第2条関係)

一部改正 [平成18年規程第8号、平成19年規程第8号、平成19年規程第14号、平成20年規程第35号、 平成23年規程第8号、平成29年規程第34号]

# 1. 法人本部及び大学各校の共通業務

◎決裁権者 ◆実施者

					◎ (人教/	Е⊔ ▼.	天旭日
			理事長	法人事務局長	大 マ スは が が を ま が を に 注 1)	総務課長(注2)	財務グループ リータ゛ー (注 3)
予算	予算編成方針		0		(114 1 /		
	予算管理単位の				0		
	予算の作成及で	ず補正 アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・	0				
	予算の配分・西	記分の変更・留保	0				
		年度計画の予算の業務費等 の目的区分間の振替	0				
	予算の振替	年度計画の予算の業務費等 の目的区分間の流用を伴わ ない予算管理単位内の流用			©		
	予算の繰越		0				
契約		参加資格の付与・取消		0			
	参加する者に必	皆につき、さらに当該競争に 必要な資格を定め、その資格 より当該競争を行なわせる場 官			0		
	総合評価一般(決定基準	指名)競争入札に係る落札者			0		
	施行伺	重要な財産の取得及び処分	0				
	(入札の公告を含む)	上記以外で予定価格 250 万 円以上			0		
		予定価格 10 万円以上 250 万円未満				0	
		予定価格 10 万円未満で契 約書またはこれに準ずるも のの作成を行うもの及び 3 万円以上の電気製品、電子 機器及びソフトウェア					©
		上記以外のもの (研究費での購入を除く)					<ul><li>◎担当</li><li>グループ</li><li>リーダー</li></ul>
	贈呈品伺及び会	会議等連絡費施行伺				0	
	指名業者選定	予定価格 250 万円以上			0		
	1147末年 医戊	予定価格 250 万円未満				0	
	見積依頼業者	予定価格 250 万円以上			0		
	選定	予定価格 10 万円以上 250 万円未満				0	

			理事長	法人事務局長	大学スはが校覧	総務課長	財務グループリータ゛ー
契約	予定価格調書の作成				事務局長		
	入札実施						•
		250 万円以上			0		·
	契約締結・変更・解	250 万円未満				0	
	除・履行中止	受託研究・共同研 究			0		
	支出契約決議書・経費	10 万円以上				0	
	精算書(立替払・仮 払・仮払精算含む)	10 万円未満					0
	検査・監督実施者	50 万円以上					◆担当 グループ リーダー
	※50万円未満は担当者については全て担当者 ※立替払で購入した物品 ーボルト校は総務グル ※上記にかかわらず、国 を財源とする物品購入	局担当職 が検査を 立行政法	員(佐世 実施。 人から配	:保校は財 !分された	務グルー	の購入一プ、シ	
給与	支給伺				0		
	法定調書					0	
	源泉徴収票(支払調書)の発行・再発行						0
収入	収入契約決議・請求書	50 万円超				0	
	発行	50 万円以下					0
振替 伝票	振替伝票(本表及び別 場合を除く)	表第2で別途定める					0
	予算執行振替伝票(")						0
	決算伝票						0
不動 産等		法人宿舎の貸付				0	
连守	貸付	上記以外の貸付			0		
		貸付台帳の整備				0	
	資産台帳の作成・登録・	整備				0	
	登記			0			
	登記済権利書等の保管						•
	取得及び処分に係る契約	り書等の保管					<b>♦</b>
	境界査定・境界標等の記	2置			0		
	滅失き損の報告				0		

			理事長	法人事務局長	大 文はシー お゛ルト校 事務局長	総務課長	財務グループリーダー
物品	管理単位の決定	定及び管理担当者の指名				0	
	資産台帳の作品					0	
	移管	備品				0	
		管理物品					0
	貸付	備品					
		一時使用以外			0		
		一時使用				0	
		管理物品					
		一時使用以外				0	
		一時使用					0
	処分等	重要な財産	0				
		備品			0		
		管理物品				0	
	亡失又は損傷の報告(重要なもの)			0			
	亡失又は損傷の	の報告 (軽易なもの)			0		
	実査の実施及び	び結果報告				0	
たな	たな卸資産の記	平価				0	
卸資	たな卸資産台幅	長の作成					0
産	実地たな卸の実施、結果報告					0	
寄附 受入	寄附金の寄附 換え承認	受入、使途特定・変更、移し			0		
等	不動産等の寄附受入、使途特定・変更				0		
	物品の寄附受入、使途特定・変更、移し換 え承認				0		
債権	督促				0		
	履行期限の延長	長等 (授業料)				0	

注1 法人本部に係るものについては法人事務局長

注2 シーボルト校にあっては、総務企画課長

注3 シーボルト校にあっては、総務グループリーダー

### 2. 法人本部の固有業務

	八个师》因日末初		理事長	事務局長	総務課長	財務グループ リータ゛ー
決算	月次決算報告書				0	
	財務諸表			0		
	事業報告書			0		
	決算報告書			0		
	税務申告書				0	
債権	債権の計上(収入契約	授業料債権計上伺(年度 当初在籍者の一括計上)		0		
	決議を行うものは除 く)	授業料(復学等に伴う年 度途中での計上)の振替 伝票			©	
	債権の消し込み					0
	未収金の管理			0		
	強制履行等			0		
	履行期限の繰上げ			0		
	債権の保全手続			0		
	徴収停止			0		
	履行期限の延長等(授業	料以外)		0		
	授業料減免決定伺及び既納授業料の返還決定伺			0		
	休退学又は除籍決定に伴う授業料債権の免除及び既 納授業料の返還決定				0	
	債権の変更・放棄 (上記を除く)		0			
	引当金の設定			0		
	相殺(債権管理規程第22	条第3号関係)		0		
	相殺(債権管理規程第22	条第1号、2号関係)			0	

# 3. 附属図書館の固有業務

			大 文はシー ボル校 事務局長	図書館長	図書課長	図書グループ
図書	登録及び登録の抹消			0		
	定期検査報告			0		
	売り払い及び廃棄		0			
	亡失又は損傷の報告			0		
	弁償すべき額の決定			0		
	再登録			0		
	寄贈図書の取得価格決定					0
	図書の寄附受入、使途特	時価見積額 10 万円以上		0		
	定・変更、移し換え承認	時価見積額 10 万円未満			0	

# 別表第2 (第2条関係)

- 一部改正[平成19年規程第14号、平成20年規程第35号]
- 1. 法人本部及び大学各校の共通業務

## ◎決裁権者 ◆実施者

					霍者 ◆	<u> </u>
			法人事務局長	大 学 又はシー ボルト校		財務グループ
		<b>事物以</b>		事務局長 (注1)	(注2)	(注3)
出納	前払・仮払・立替払の承認(特に必要と認めるもの:会計事務取扱規程第24条第12号、同第25条第4号、同第26条第12号関係)				0	
	前払・仮払・立替払の承認(上記以外で、 10万円以上)				0	
	前払・仮払・立替払の承認(上記以外で、 10万円未満)					0
	経費用口座の開設				0	
	銀行届出印の保管・押印				<b>♦</b>	
	預金証書通帳・証書の管理					•
	現金出納業務に関する帳簿記録					0
	預金出納簿と預金残高証明書との照合				0	
	領収書の発行					◆(収納 担当 者)
	領収書用紙の保管・管理					•
	支払決議 (部門別支払依頼一覧(一覧によらない給 与関係支払等については、納付書等支払額 がわかる書類)による決裁)				0	
	現金の保管					•
	亡失等の報告		0			
預り	給与関係預り金の振替伝票				0	
金	上記以外の預り金の振替伝票					0
	払出決議(納付書等払出額がわかる書類に よる決裁)				0	

#### 2. 法人本部の固有業務

2. 12.				事務局長	総務課長	財務グループ
出納	金融機関等と	の取引開始	0			
	銀行口座の開	設、廃止(経費用口座を除く)	0			
		入金日報				©
	入金受入	授業料口座振替結果報告		0		
		授業料の振替伝票				0
	総合振込依頼(預り金の払い出しを含む)				0	
資金	長期借入、債	務保証	0			
	短期借入	中期計画記載の限度額超	0			
	/立 <del>为</del> 月日/	中期計画記載の限度額以下		0		
	貸付、出資		0			
	資金移動					0
	資金の運用			0		

- 注1 法人本部に係るものについては法人事務局長
- 注2 シーボルト校にあっては、総務企画課長
- 注3 シーボルト校にあっては、総務グループリーダー
- ※本表により決裁を行うことができることとされた事務であっても、次の各号の一に該当するものについては、上司の指示を受けなければならない。
  - (1) 事案の内容が特に重要であると認められるもの
  - (2) 取扱上異例に属し、又は先例となるおそれのあるもの
  - (3) 紛議若しくは論争のあるもの、又は処理の結果紛議若しくは論争を生ずるおそれのあるもの
  - (4) 上司が特に別段の指示をしたもの
  - (5) その他上司の指示を受けることが適当であると認められるもの
- ※本表中「重要な財産」とは、長崎県公立大学法人の重要な財産を定める条例(平成 26 年 3 月 31 日長崎県条例第 3 号)に定める重要な財産を指す。

地方独立行政法人法(以下「法」という。)第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価格が50万円以上のもの(除却が予定される財産であってその評価額が50万円未満のもの及びその他当該財産の性質上、法第42条の2の規定により納付することが適当でないと知事が認める財産を除く。)及び法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権。

### 貸借対照表科目

```
資産の部
固定資産
有形固定資産
                                                                                                                                                                                                                                                                                流動資産
                                                                                                                                                                                                                                                                                         現金及び預金
現金
現金
普通預金
定型
を表
                                 十地
                                建物
                                          建物
                                                                                                                                                                                                                                                                                        建物減価償却累計額
建物附属設備
建物附属設備減価償却累計額
                                構築物
                                          構築物
                              構築物
構築物減価償却累計額
機械装置
機械装置減価償却累計額
工具器具備品(絵画以外)
工具器具備品(リース)
設画・調度品
工具器具備品
三具器具備品減価償却累計額
図書
                                                                                                                                                                                                                                                                                         図書
                                営
美術品・収蔵品
車両運搬具
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      副産物及び作業くず
                                                                                                                                                                                                                                                                                         中原住門渡払収期短短の立仮

・原住門渡払収期短短の立仮

がおおいまでは

がおいまでは

がおいまでは

がでする。

はでする。

はです。

はでし。

はでしで。

はでしで。

はでしで。

はでしで。

はでしで。

はでしで。

はでしで。

はでしで。

はで。
                                          車両運搬具
                                          車両運搬具減価償却累計額
                                建設仮勘定
                               を
その他有形固定資産
その他有形固定資産
その他減価償却累計額
                     無形固定資産
                              他
未収不用財産処分収入
その他流動資産
その他流動資産貸倒引当金
                                  その他
                                        の他
長期性預金
敷金保証金
その他投資その他の資産
その他投資その他の資産
その他投資その他の資産貸倒引当金
```

負債の部 固定負債 固定資産見返負債 固定資産見返運営費交付金等 固定資産見返補助金等 固定資產見返寄附金 固定資産見返物品受贈額 建設仮勘定見返運営費交付金 建設仮勘定見返補助金等長期寄附金債務 長期前受受託研究費等長期前受受託事業費等 長期借入金 引当金 特別修繕引当金 その他引当金(固定負債) 長期未払金 長期リース債務 その他の固定負債 流動負債 流動資産見返負債 流動資産見返運営費交付金等 流動資產見返物品受贈額 運営費交付金債務 授業料債務 預り補助金等 高附金債務 前受受託研究費等 前受受託事業費等 前受金 預り科学研究費補助金等 預り科学研究費補助金等 科研費等未払金 預り金 共済組合費預り金 源泉所得税預り金 県公舎等貸付料預り金 (住民税預り金 共済等貸付返済元利預り金 財産形成貯蓄預り金 社会保険料等預り金 雇用保険料預り金 生命保険料等掛金預り金 労働組合費預り金 親睦会費預り金 銀行手数料預り金 公衆電話利用料預り金 学研災預り金 文献複写料預り金 短期留学推進奨学金預り金その他預り金 その他預り金 預り金未払金

短期借入金 一年以内返済予定長期借入金 未払金 リース債務 前受収益 未払費用 未払消費税等 その他流動負債 仮受金 (反受金) 仮受金 (授業料) その他流動負債 引当金 修繕引当金 その他引当金 (流動負債)

資本の部

資本金 設立団体出資金

その他地方公共団体出資金

資本剰余金

資本剰余金 資本剰余金-運営費交付金 資本剰余金-授業料 (2013年)

資本剰余金-補助金等

資本剩余金一寄附金等資本剩余金一目的積立金

損益外減価償却累計額

利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金 教育研究充実積立金 積立金

前期(当期)未処分利益(又は当期総損失) その他有価証券評価差額金 その他有価証券評価差額金

流動資産見返戻入 流動資産見返東子 流動資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券運用益 有種差益 その他財務収益 雑 計産貸付料にフ 流動資産見返戻入 に 臨時損失 固定資産除却損 建物除却損 

# 別表第4 (第12条関係)

一部改正 [平成20年規程第35号] 収納担当者及び収納担当者代理

予算管理単位名	収納担当者として指定する職	収納担当者代理として指定する職
法人本部	総務課財務グループスタッフ	総務課財務グループリーダー
長崎県立大学	総務課財務グループスタッフ	総務課財務グループリーダー
佐世保校	学生支援課学生グループスタッフ	学生支援課学生グループリーダー
長崎県立大学	総務企画課総務グループスタッフ	総務企画課総務グループリーダー
シーボルト校	学生支援課学生グループスタッフ	学生支援課学生グループリーダー

# 立替払請求書

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

大学名学科・課名名職名

印

下記のとおり立替払しましたので請求します。

立替払金額	円
立替年月日	年 月 日
予算区分	<ul><li>□ 経常研究費</li><li>□ 上記以外の研究費 ( )</li><li>□ 研究費以外( )</li></ul>
物件名·件名等	
立替払の方法及び添付書類	□ 現金・振込 → 領収書又は振込明細書原本 □ クレジットカード → 本人名義のカード利用伝票 内容・単価・納品日が分かる納品書等を添付すること。 領収書・カード利用伝票で内容確認できる場合は添付 不要
事務局使用欄	検収日     年     月     日/検収者     印       適用条文     第26条第1項第( ) 号

#### 備 考

- ・立替払した物品等については、事務局持参の上、検収を受けること。
- ・請求期限:立替日より2週間以内
- ・立替日 (現金・振込・口座振替:現金支払日、クレジットカード利用:発注日)